明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
一　○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三七八、三八〇）
二　○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三七九）
三　○除籍が滅失した件（法務四四九、四五〇）
五　○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四五一）
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一五〇七）
○保安林の指定をする件（同一五〇八～一五一七）
○保安林の指定を解除する件（同一五一八～一五二一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五二二、一五二三）
五　○高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（経済産業二一四）
六　○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二〇〇）
六　〔国会事項〕
六　〔叙位・叙勲〕
六　〔皇室事項〕
七　〔官庁報告〕
七　労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
七　〔公告〕
八　諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他